

基 発 1227 第 1 号
平成 25 年 12 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する告示の適用について

「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件」(平成 25 年厚生労働省告示第 389 号)が本日公示され、改正後の「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」(平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。)が平成 26 年 1 月 1 日から適用されることとなった。

については、これに係る労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 95 条の 6 の規定に基づく報告(以下「有害物ばく露作業報告」という。)について、関係者への周知徹底を図るとともに、下記事項に十分留意し、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

- 1 有害物ばく露作業報告の対象となる物(告示第 1 条関係)
別紙の表の中欄に掲げる物(以下「対象物」という。)及び対象物を含有する製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。)を有害物ばく露作業報告の対象とすること。
- 2 報告の期間等(告示第 2 条関係)
事業者は、平成 26 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物が 500 キログラム以上になったときは、平成 27 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、所轄労働基準監督署長に有害物ばく露作業報告を行わなければならないこと。

(別紙)

コード	物	含有量 (重量%)
169	エチレングリコール	0.1%未満
170	エリオナイト	0.1%未満
171	過酸化水素	0.1%未満
172	4-クロロオルトフェニレンジアミン	0.1%未満
173	1・2-酸化ブチレン	0.1%未満
174	ジエタノールアミン	1%未満
175	ジエチルケトン	1%未満
176	シクロヘキシルアミン	0.1%未満
177	ジフェニルアミン	0.1%未満
178	[4-[[4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-[エチル(3-スルホベンジル)アミノ]フェニル]メチリデン]シクロヘキサン-2・5-ジエン-1-イリデン](エチル)(3-スルホナトベンジル)アンモニウムナトリウム塩(別名ベンジルバイオレット4B)	0.1%未満
179	ジメチルアミン	0.1%未満
180	ジルコニウム化合物(二塩化酸化ジルコニウムに限る。)	1%未満
181	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	0.1%未満
182	1・1・2・2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)	1%未満
183	テトラナトリウム=3・3'-[(3・3'-ジメトキシ-4・4'-ビフェニレン)ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2・7-ナフタレンジスルホナート](別名C Iダイレクトブルー15)	0.1%未満
184	テトラフルオロエチレン	0.1%未満
185	トリエチルアミン	1%未満
186	トリクロロ酢酸	0.1%未満
187	ニッケル	0.1%未満
188	1・3-ビス[(2・3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	0.1%未満
189	ビニルトルエン	1%未満
190	1・4・5・6・7・7-ヘキサクロロビシクロ[2・2・1]-5-ヘプテン-2・3-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)	0.1%未満
191	メチレンビス(4・1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	0.1%未満
192	硫酸ジイソプロピル	0.1%未満
193	りん酸トリ(オルトトリル)	1%未満
194	レソルシノール	0.1%未満